

池田町地域おこし協力隊員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

令和元年8月6日制定

1 目的

本ガイドラインは、池田町地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という）が、ソーシャルメディアを利用して町の情報を発信する際に、遵守すべき基本事項を明らかにするものである。

2 ソーシャルメディアの定義

Twitter、Facebook、LINE、Google+、GREE、mixi、ブログ、電子掲示板、動画投稿共有サイト（YouTube など）などのサービスに代表される、インターネットを利用して利用者が情報を発信し、あるいは相互に情報のやり取りを行い、インターネット上のコミュニケーションを可能とする情報伝達手段をいう。

3 基本事項

協力隊員は、ソーシャルメディアを利用して町の情報を発信する場合は、次に掲げる基本原則を遵守するものとする。

- (1) 地方公務員法その他職員の服務に関する法令等を遵守すること
- (2) 発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないように留意すること。
- (3) 一度インターネット上に公開された情報は、直ちに不特定多数の目に触れ、後に完全に削除することはできないことを理解すること。
- (4) 次に掲げる情報を発信してはならない。
 - ア 法令及び公序良俗に反する内容
 - イ 人種、思想、信条、職業等を差別する又は差別を助長させる内容
 - ウ 違法行為又は違法行為を助長させる内容
 - エ 職務上知り得た秘密や個人情報を含む内容
 - オ 信頼性のない情報又は噂や風評等を助長させる内容
 - カ わいせつな内容及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
 - キ 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権に関する情報
 - ク 政治的又は宗教的な広告・宣伝・勧誘に関する情報
 - ケ 個人や企業、自治体、その他団体に対する苦情や中傷
 - コ 不特定多数に対して発信する情報として不適当な内容
- (5) 発信した情報に誤りがあった場合は、速やかに「訂正」の投稿を行うなど、誠実な対応を行うこと。